

中国最新法律 Newsletter

Vol.13



Contents

1

人事・労務

上海地区における従業員の病気休暇・医療期間に関する実務上の
問題についての検討



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第12回
～医療機器生産監督管理弁法の改正～



3

独占禁止法

独占禁止法改正の概要（1）～事業者集中について～



4

弁護士法人大江橋法律事務所仮訳

中華人民共和国独占禁止法（2022年改正）



5

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「国家市場監督管理総局による一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告」
- 2 「保険資産管理公司管理規定」
- 3 「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」



6

中国からの風便り

上海における自動車のナンバープレート事情



上海における従業員の病気休暇・医療期間に関する 実務上の問題についての検討



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史
PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 陳 霄翔
PROFILE

一、はじめに

中国経済の発展にともない、様々な雇用形態が生まれると共に新たな労務問題も日々発生している。同時に、中国では中央と地方における各法規、行政実務の取扱いの違い等の特徴が重なり、実際の労働問題を取り扱う際には、単に中央法規である「労働法」や「労働契約法」の解釈にとどまらず、中央や地方の行政部門の規則や通知、更には各人民法院の裁判例にも目配りをした上で検討する必要がある。

今月のニュースレターでは、中国の現地法人で日常的に問題となる従業員の病気休暇や病気休暇中の給与等に関する問題について、上海での実務の状況をご紹介します。

二、事例

1. 従業員Aは2017年7月1日にB社と期間1年間の労働契約（以下「労働契約」という）を締結し、正式にB社に入社した。その後、従業員AはB社との協議を経て、労働契約を毎年1回更新することになった。最新の労働契約の契約期間は2021年7月1日から2022年6月30日までである。
2. 従業員Aに2022年5月中旬の定期健康診断で腫瘍が見つかった。従業員Aは医師のアドバイスに従ってB社に対して同年6月1日からの病気休暇を申請した。
3. 2022年5月31日の時点において、従業員AのB社における勤続年数は4年11か月である。
4. 2022年5月31日の時点において、従業員Aとの労働契約は期限満了まで残り1か月であった。「労働契約法」

第42条及び第45条の規定によれば、労働契約の期間は、法定医療期間が終了するまで延長される。B社は、従業員Aの日常の業務パフォーマンスが優秀であったことを考慮し、従業員Aの同意を得て労働契約をさらに1年間更新するか否かを考えている。

三、問題の所在と検討

1. 上記の事例において、日系企業の担当者からしばしば質問のある以下の問題について検討する。

- ① 従業員Aの法定医療期間は何か月か？
- ② 従業員Aの労働契約を法定医療期間の満了まで延ばすこと（以下「延長案」という。）と新たに1年間更新すること（以下「更新案」という。）とは、どのような違いがあるか？
- ③ 仮に更新案を採用した場合、従業員Aの法定医療期間が満了した後、B社として従業員Aに対して追加の病気休暇（任意医療期間）を設定することはできるか？

2. 問題①について

「上海市の労働者が労働契約期間中に病気に罹患し、又は業務外で負傷した場合の医療期間の基準に関する規定」第2条によれば、医療期間は、労働者の当該使用者の下での勤務年数に従って設定される。すなわち、労働者が当該使用者に入社して1年目で、3か月の医療期間が付与される。以後は勤務満1年ごとに、医療期間は1か月追加されるが、24か月を超えない¹。なお、B社の就業規則の中でも、上海市の規定と同様の内容を定めている。

¹ 従業員の疾病等に関する医療期間については、中央規定として「企業従業員の疾病又は業務外の負傷による医療期間に関する規定」で異なる期間の医療期間を定めているが、上海市では上海市独自の地方規定が制定され、実務上も適用されている。

ここで問題となるのは、「以後は勤務満1年ごとに、医療期間は1か月追加される」の起算点に関する解釈である。

一つ目の解釈は、以後の勤務満1年目を迎えた時点（すなわち、勤務2年目を開始した時点）を「以後は勤務満1年ごと」に該当すると考える。この解釈に従えば、勤務2年目の途中（すなわち、勤務満2年に達するまでの期間中）で従業員が疾病に罹患した場合は、使用者は4か月間（1年目の3か月＋2年目の1か月）の医療期間を付与することになる。

これに対し、二つ目の解釈は、「以後は勤務満1年ごとに」の規定において「満」という文言から考えて、該当する各1年間の満了した時点で起算され则认为。この解釈に従えば、勤務2年目の途中で従業員が疾病に罹患した場合は、2年目の勤務が1年間満了していないことから、使用者は3か月の医療期間を付与すればよいことになる。

この問題について、上海市の人民法院の裁判例を見ると、複数の裁判例で二つ目の解釈が採用されており²、勤務2年目以降は、各1年間の満了した時点から1か月の医療期間を付与するという解釈が支持される傾向にあるといえる。

上記の上海市における裁判実務の状況に従えば、従業員Aが病気申請をした2022年6月1日の時点で、従業員AのB社における勤務は4年11か月であるため、B社が従業員Aに付与する法定医療期間は6か月（3（1年目）＋1（2年目満了）＋1（3年目満了）＋1（4年目満了））となる。

3. 問題②について

延長案の下では、従業員Aの労働契約は、6か月の法定医療期間が満了する2022年11月30日をもって終了する。これに対し、更新案のもとでは、従業員Aの労働契約は、更新日から1年後の2023年6月30日に終了する。これを前提として、2つの案の違いをまとめると下表のとおりとなる。

比較項目	延長案	更新案	補充説明
医療期間 （詳細は3.（1）を参照）	6か月	7か月 （更新後に再申請した場合）	更新案のもとでは、従業員Aの医療期間は1か月増える場合がある。
経済補償金の月数	医療期間の満了時（2022年11月30日）、従業員Aの勤続年数は5年4か月となり、補償月数は5.5か月となる。	労働契約の満了時（2023年6月30日）、従業員Aの勤続年数は6年となり、補償月数は6か月となる。	更新案のもとでは、B社は経済補償金を0.5か月分多く支払う。
経済補償金の基数 （詳細は3.（2）を参照）	（6*病気休暇中の給与＋6*給与全額） /12か月	（5*病気休暇中の給与＋7*給与全額） /12か月	更新案のもとでは補償金の基数が高くなり、B社の負担が重くなる。
医療補助費 （詳細は3.（3）を参照）	労働契約が期間満了で終了し、従業員Aが労働能力を喪失していなければ、おそらく支払う必要はない。 労働契約が期間満了で終了し、従業員Aが労働能力の一部を喪失している場合は、支払う必要がある可能性が高い。	B社が契約を更新した後で、労働契約法第40条の規定に基づき期限前に労働契約を解除しようとする場合は、少なくとも上海市では、支払う必要がある。 従業員Aが労働能力の一部を喪失していれば、労働契約の期間満了時に契約を終了する場合も、支払う必要がある可能性が高い。	更新案のもとでは、B社の負担が重くなる。

² 「張滬斌と上海楊浦区殷行社区就業服務中心との労働契約紛争」（（2021）滬0110民初11253号）、「上海中美飲料食品有限公司が楊梅を訴えた労働契約紛争」（（2017）滬01民終7783号）

(1) 医療期間の違いについて

2022年7月1日より従業員AのB社における勤続年数は満5年となり、その場合の法定医療期間は7か月である。労働契約が更新された後、従業員Aが2022年7月1日以降に、治療期間の延長が必要であると判明した場合、今回の治療中もしくは治療が終了した後、本人の再申請により、従業員Aは更に1か月間の医療期間を享受することができる。

(2) 経済補償金の基数の違いについて

「労働契約法」第47条3項では、経済補償金の計算基数とは、労働契約の解除又は終了前12か月間の労働者の平均給与を指す、と規定されている。当該規定に関して、上記事例のように、従業員が労働契約の解除又は終了前12か月の間に疾病を患い、病気休暇中の給与を受け取っていた場合に、経済補償金の計算基数を算定する12か月間のうち医療期間中の給与については「病気休暇中の給与」とすべきか、又は「病気休暇中の給与」は計算に入れずに、通常に勤務した場合の給与に照らして計算すべきか、という点である。というのも、上海市の関連規定によれば、当該使用者の下での勤務期間に応じて、労働者が受け取る病気休暇中の給与は最大で通常の給与の40%まで減額される場合があるため、経済補償金の計算基数に「病気休暇中の給与」を含めるか否かは大きな影響を及ぼすことになる。

「給与総額の構成に関する規定」第4条及び第10条の規定によれば、病気休暇中の給与は、特別な状況下において支払われる給与であって、給与総額を構成する一部に該当する。よって、従業員の離職前12か月間の平均給与を計算するために離職前12か月間の給与総額を出すときは、病気休暇中の給与も含めるべきと考える。

上海市の裁判例に関しては、離職前12か月内で病気休暇を取得した場合の経済補償金の計算が問題となった複数の裁判例において、いずれの人民法院も、病気休暇中の給与を除外して通常勤務時の給与金額を以て算定すべきという労働者側の主張を退けている³。但し、経済補償金の計算基数に病気休暇中の給与が含まれるか否かについては、明確な法律の規定や最高人民法院の司法解释があるわけではなく、上記裁判例も病気休暇中の給与を排

除しない事例が比較的多いという傾向を示すに過ぎず、上海市の他の人民法院や他の地方では異なる判決が下される可能性もある。したがって、企業としては、各現地法人が所在する地域の地方規定の有無や裁判例の動向などに注意した上で経済補償金を算定する必要がある。

延長案の場合、従業員Aの経済補償金の計算期間は2021年12月1日から2022年11月30日まで（医療期間の満了による労働契約の終了日から遡った12か月間）であり、このうち2022年6月1日から11月30日までの6か月間は病気休暇中の給与が支給されている期間である。これに対し、更新案の場合、もし更新後の1年間で労働契約が期間満了により終了するとき、従業員Aの経済補償金の計算期間は2022年7月1日から2023年6月30日まで（1年間更新した労働契約の終了日から遡った12か月間）であり、このうち7月1日から11月30日までの5か月が病気休暇中の給与が支給されている期間となる。よって、延長案のもとでは、従業員Aの経済補償金の計算基数は（6*病気休暇中の給与+6*給与全額）/12となり、更新案の下での計算基数（5*病気休暇中の給与+7*給与全額）より低くなる。

(3) 医療補助費の違いについて

① 医療期間満了後の契約終了形態の差異と医療補助費の支払

ア) 業務継続困難を理由とする労働契約の解除
労働契約法第40条1号及び「上海市労働契約条例」第32条1項（一）では、労働者が疾病に罹患し、又は業務外で負傷した場合において、医療期間満了後に、元の業務に従事できず、使用者が別途手配した業務にも従事できない場合、使用者が労働契約を解除することを認めている。

もっとも、「上海市労働契約条例」第44条では、使用者に対して、労働者へ経済補償金を支払うと共に、更に労働者本人の6か月分の給与収入を下回らない医療補助費の給付を義務付けており、業務継続が困難な労働者への保護を図っている。

イ) 医療期間満了に伴う労働契約の終了

ア) と異なり、医療期間の満了と労働契約の期間満了が

³ 「李杏と号百信息服务有限公司の労働契約紛争」（(2020)滬02民終10445号）、「喬霞と上海期貨信息技術有限公司の労働契約紛争」（(2021)滬01民終11590号）

重なる場合、使用者による解除を経ることなく、医療期間の満了に伴い労働契約も終了する。この場合、旧労働部が公布した「労働契約制度の実行に関する若干の問題についての通知」（労部発〔1996〕354号。以下「354号通知」という。）第22条の規定によれば、医療期間満了に伴い労働契約が終了する場合、使用者は、6か月分の給与を下回らない医療補助費を支払うものとし、更に重症又は不治の病である場合は、医療補助費を一定程度追加するものとする。

医療期間満了と共に労働契約が終了した場合の医療補助費の支払に関しては、中央規定では医療補助費を支払う必要があると定めているが、上海市の地方規定では、医療補助費を支払う必要があるかは明確に定めていない。このように上海市の地方規定と中央規定の間でズレが生じているので、上海市では医療期間満了と共に労働契約が終了した場合には、医療補助費を支払う必要があるのかは実務の状況を踏まえて検討する必要がある。

なお、1995年に旧労働部から公布され、現在も効力を有する労働法に関する部門規範規定によれば、労働能力の鑑定を条件とし、一定程度以上の労働能力の喪失結果が出た場合に、医療期間満了と共に労働契約が終了したときは、使用者に対して、労働者への医療補助費の支払を義務付けている。また、司法実務においては、一部の上海市の人民法院の裁判例において、鑑定結果を要求したうえで、もし労働能力を一部喪失するほどの重病であるときは、医療期間満了と共に労働契約が終了した場合であっても、医療補助費の支払いが必要となるとの判決も出ている⁴。いずれにしても、各規定及び裁判実務が明確ではないところであり、注意が必要といえる。

② 事例の場合

もし更新案を採用した上で上記の規定や裁判例の傾向に従うと、従業員Aが仕事に復帰してから、元の業務に従事できず、別途手配した業務にも従事できないことがわかり、次の契約更新期限を繰り上げて労働契約を解除する場合、B社は、経済補償金に加えて、従業員Aの6か月分の給与に相当する医療補助費を支払わなければならない。更に、B社が従業員Aによる業務継続の困難性を理

由に労働契約を解除する場合、B社は、事前に通知を行う必要があるほか、従業員Aが元の業務及びB社が新たに手配した業務に耐えないことも証明しなければならない。弊所の実務上の経験からすると、B社に対する立証の要求はかなり高いと思われる。

これに対し、もし従業員Aが元の業務に従事できないことをB社が認識しつつも期限前の労働契約解除を選択しなかった場合、B社は、従業員Aが正常に業務を行えないにもかかわらず、7か月分の通常通りの給与を支払う必要がある。更に、次年度の更新をせず期間満了で労働契約が終了するとしても、従業員Aの労働能力の鑑定結果次第では、B社は従業員Aに医療補助費を支払わなければならない可能性がある。よって、B社として更新案を採用する場合には、従業員Aに労働能力の喪失が存在する可能性が高いか否かを慎重に判断し、もしその可能性が高い状況にあるなら、B社はできる限り早期に従業員Aの労働能力の鑑定を手配した上で、鑑定結果に基づき、期限前の労働契約の解除も視野に入れる必要がある。

以上に対し、延長案を採用する場合、労働契約は期限満了時に終了する。上記の上海市の裁判例に基づけば、従業員Aが重い病気のために労働能力を喪失していることが確実である場合、医療期間の満了に伴い労働契約が終了するときに、B社は医療補助費を支払う必要がある。但し、もし従業員Aの回復が良好で、労働能力の鑑定結果が「等級なし」であった場合、B社が医療補助費を支払う必要はないであろう。

4. 問題③について

「企業従業員の病気休暇の管理の強化及び従業員の病気休暇中の生活の保障に関する上海市労働局の通知」（滬劳保発〔1995〕83号）第6条には、企業は、本通知の趣旨に基づき、企業の実情も加味した上で、企業従業員の疾病と業務外の負傷に関する管理規則を制定することができ、企業が現在実施している従業員の疾病又は業務外の負傷による休暇待遇に関する計算・支給規則が、本通知の規定を上回っている場合は、継続してこれを実施することができる」と規定されている。当該規定の立法趣旨に基づけば、B社は就業規則に「任意医療期間」の待遇

⁴ 「喬霞と上海期貨信託有限公司の労働契約紛争」（（2021）滬01民終11590号）

（期間及び待遇を含む。）を制定した上で、従業員Aに適用することができると思う。

B社が従業員Aに任意医療期間を付与する場合、任意医療期間中は法定の病気休暇中の給与又は疾病救済費を下回らない待遇を付与する必要がある点は注意が必要である。もし本事例においてB社が従業員Aの法定医療期間6か月の他に、従業員Aに対して追加で2か月の任意医療期間を与える場合、関連規定に基づき、法定医療期間中は病気休暇中の給与（従業員A本人の給与の80%）を、任意医療期間中は疾病救済費（従業員A本人の給与の60%）を支払わなければならない。従業員Aの病気休暇中の給与又は疾病救済費が本人の前年度の平均月給を上回って

いる場合は、本人の前年度の平均月給で計算して給付することができる。

なお、上記の通り、任意医療期間は企業の自主的な判断に依拠する部分が大きく、法律で明確に定めているわけではない。したがって、B社としても、従業員Aとの間に争いが生じないよう書面で合意したり、又は今後に備えて民主的手続きを踏まえた社内規則の制定又は修正等を検討すべきといえる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第12回

～医療機器生産監督管理弁法の改正～



弁護士 大江橋法律事務所

高橋 史

PROFILE

2022年3月10日に医療機器の生産活動に関する規制である医療機器生産監督管理弁法が改正され、2022年5月1日から施行されている。主な改正ポイントは以下の通りである。

1. MAH（上市許可保有者：本稿では医療機器の登記人（販売承認取得者）及び販売の届出をした届出人を指す）制度の推進（医療機器登記・届出名義と製造機能の分離を認める）

1点目は、従前、医療機器生産企業は、自社が所有する医療機器登記証に基づく生産許可申請のみができたが、受託生産企業がMAH名義の登記証に基づいて生産許可申請できるようになった。

2点目は、同一製品の委託生産は、同時期において一社にのみ委託できるという制限を撤廃し、生産管理弁法においても、「委託生産管理」の章を削除し、品質管理体系の章において自社生産の場合と同様に統一的に規定した。

3点目は、MAHと受託生産企業双方の責任・義務を明確化し、MAHは医療機器の品質と安全性について、受託生産企業は生産行為に責任を負うとし、委託生産について医療機器委託生産品質契約編成ガイドライン（2022年3月22日公布）に従った品質契約の締結の義務づけ、受託生産企業は工場出荷について、MAHは市場出荷に責任を負うことを明記した。

4点目は、MAHに対する監督を強化すべく、省を超えた委託生産についての検査職責、検査方式、結果の処置、調査証拠収集等の管理監督面の要件を明確にした。

2. 生産許可申請手続の合理化

1点目は、旧法下での医療機器生産許可申請及び第1類医療機器生産届出において必要とされた営業許可書の写し等の提出義務を廃止し、ネットワークで確認できる資料については申請者に提出を求めないことを明確にした。

2点目は、医療機器生産許可の審査期間期限を30営業日から20営業日に短縮した。

なお、医薬品監督管理部門は、製品の販売承認/届出時の生産現場検査と生産許可申請時の生産現場検査について重複を避けるために同時に実施することもできるが、そのために調整を必要とする場合には調整時間は審査期間には含まれないものとされている。第2類、第3類医療機器登記時の現場検査の要領・ガイドラインについて、改正版がパブリックコメント募集中である。また、地方の薬品監督管理部門によるガイドラインがでている場合もあり、製品登録時や生産許可取得時の現場検査のガイドライン・チェックポイント等は各地域の運用を確認する必要がある。

3点目は、医療機器MAH自身が第1類医療機器を自社生産する場合については、製品の届出と生産届出が同時にできるようにした。

3. 監督・検査方法の改善

1点目は、医療機器報告制度が整備され、年次報告、製品品目報告、生産条件変化報告、再生産報告の4種類の報告が求められることとなった。

年次報告

MAH、受託生産企業は、毎年、品質管理体系について自主検査を行い、医療機器品質管理体系報告書作成ガイドライン（2022年2月24日制定）に基づき年次報告書を作成し、翌年3月31日までに所在地の薬品監督管理部門に提出しなければならない。輸入医療機器のMAHは、その国内代理人が代理人所在地の省、自治区、直轄市の薬品監督管理部門に対して年次報告書を提出しなければならない。医療機器品質管理体系報告書作成ガイドラインによれば、輸入医療機器製品については、製品の基本情報、重要な変更状況（製品設計変更、主要な原材料、部品等についての变化、生産品質コントロールに関する变化等）、中国国内販売状況及び上市后管理状況（クレーム数、リコール関連情報・検査不合格に関する情報）、不良反応モニタリング・再評価、行政検査状況、内部監査結果等についての報告求められている。

製品品目報告	医療機器生産企業は、製造する製品品目を薬品監督管理部門に報告しなければならない。製品品目を増やす場合は、元の生産許可・生産届出をした部門に報告しなければならない。委託製造に関する場合は、委託者、受託生産する製品、受託期限等の情報を提供しなければならない。製品品目の増加が生産条件に変化を及ぼし、製品の安全性、有効性に影響を与える場合には、製品の種類を増やす30営業日前までに元の生産許可を行った部門に報告し、元の生産許可部門は摘示に現場検査を展開しなければならない。また、許可事項の変更に属する場合には、関連する許可変更を行わなければならないとされる。
生産条件変化報告	MAH及び受託生産企業の生産条件に変化が生じ、医療機器品質管理体系要求に合致しない状況になった場合には、直ちに改善措置をとらなくてはならない。医療機器の安全性、有効性に影響を及ぼす可能性がある場合は、直ちに生産活動を停止し、元の生産許可又は生産届出を行った部門に対して報告しなければならない。受託生産企業は適時に変化状況をMAHに報告しなければならない。
再生産報告	医療機器生産企業が、連続して1年以上生産停止し、かつ同じ種類の製品を生産していない場合、必要な検証及び確認を実施して、薬品監督管理部門に報告しなければならない。品質安全に影響を及ぼす可能性がある場合、薬品監督管理部門は必要に応じて検査を組織しなければならない。

2点目は、監督検査、重点検査、追跡検査、有因検査、専門検査等の多種の監督検査形式が規定された。有因検査については、薬品監督管理部門が不良反応モニタリング、抜取検査、クレーム通報等により重大な品質安全リスクが存在する可能性があることを派遣した場合に、検査を実施するものとされている。

3点目は、情報公開ルールや、MAHや受託生産企業が医療機器の品質安全リスクについて有効な措置を取らない場合に、薬品監督管理部門がMAH、受託生産企業の法定代表者又は企業責任者と直接面談をする責任者面談制度等が明確化された。

4. 罰則の強化

1点目は、医療機器管理監督条例第72条に従い緊急措置制度が導入され、人身に危険をもたらす又は証拠をもって人体健康に害を及ぼすおそれを証明することができる医療機器について、薬品監督管理部門が生産、輸入、販売、使用の暫定的停止を命じられることを明確にした。

2点目は、輸入医療機器の生産は、中国の医療機器生産に関連する各種要求に合致しなければならない。NMPAが組織する国外検査に応じなければならないこと、海外

MAHの国内代理人は国外検査に協力しなければならないことが明確にされ、MAH及びその国内代理人が、NMPAが組織する国外検査を拒絶、妨害、遅延、逃避し、検査業務を実施できず、品質管理体系の有効な運用が確認できない状況となった場合には、条例72条2項に従って生産、輸入、販売、使用停止の緊急措置及び安全警告情報の発布を行うことはできるものとされた。また、信用懲戒制度の導入も規定された。

3点目は、条例に規定される罰則の他に、医療機器管理弁法では、再生産報告を実施しなかった生産企業に対する警告及び1万元以上5万元以下の罰金の併科や、弁法の規定に従って生産許可証の登記事項の変更手続を処理しない者、又は国が実施する医療機器の機器固有識別子に関する関連要求に従ってコードの割当、データのアップロード、メンテナンス更新等を行わない者に対する改善命令、1万元以上5万元以下の罰金（状況が深刻な場合には5万元以上10万元以下の罰金）の併科が追加された。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

独占禁止法改正の概要（１）

～事業者集中について～


 弁護士法人大江橋法律事務所
 弁護士 松本 亮

PROFILE

2022年6月24日、全人代常務委員会において独占禁止法の改正が決議され、同日主席令として公布された後、同年8月1日から施行されている。また同年6月27日には、独占禁止法に関する6つの規則等の意見募集稿¹が発表されている。そこで今回は、独占禁止法改正の事業者集中に関する改正の概要と意見募集稿の重要なポイントをご紹介しますとともに、末尾に改正版の独占禁止法の和訳を掲載することとしたい。

1 事業者集中の申告基準について（意見募集稿）

「国務院の事業者集中申告基準規定」（意見募集稿）第3条によると、申告基準が以下のとおり引き上げられている。

この趣旨は、申告基準を引き上げることにより、申告対象となる事業者集中を限定し、事務作業を減らそうとする点にあると思われる。

旧法	新法
集中に参加するすべての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が100億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも4億人民元を超えること	集中に参加するすべての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が120億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元を超えること
集中に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が20億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも4億人民元を超えること	集中に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が40億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元を超えること

2 キラー買収の申告基準（意見募集稿）

キラー買収とは、将来的に競合する可能性のあるスタートアップ企業等の買収を通じて、当該産業の寡占を維持し又は深めようとする買収行為をいう。「国務院の事業者集

中申告基準の規定」（意見募集稿）によれば、事業者集中が当該規定第3条の申告基準に達しない場合であっても、以下の条件を同時に充足する場合には、当局に申告しなければならないとされている。

（１）集中に参加するいずれかの事業者の前会計年度の中国国内における売上が1000億人民元を超える場合

（２）合併される事業者又は持分譲渡、資産買収、契約を通じて支配権を取得される他の事業者の市場価値（又は鑑定価値）が8億人民元を下回らず、かつ前会計年度の中国国内の売上が全世界の売上の3分の1以上を占めている場合

この趣旨は、当該規定第3条の売上要件に該当しない場合であっても、鑑定価値を基準に入れることによって、将来的に発展する可能性のある事業者の買収を通じた集中行為を防止しようとする点にあると思われる。

3 分類審査制度（改正独禁法37条）

2021年における国家市場监督管理局に対する事業者集中申告は824件であり、そのうち審査が完了したのは727件ということであった。いずれも前年度の50%以上増加したということであり、事業者集中審査の効率化を図るため、分類審査制度を新設することとなった。

具体的には、「事業者集中審査規定」（意見募集稿）第2条に規定があり、市場监督管理局は業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市の市場監督部門に事業者集中の審査を委託することができるとされている。

この趣旨は事務作業を分担することによって、事業者集中の業務の効率化を図ろうとした点にあると思われる。

4 一時停止制度（改正独禁法32条）

以下の事由がある場合には、当局は事業者集中の審査期間の進行を一時停止することができるという制度が新設された。

（１）事業者が規定に従って文書、資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができない場合

（２）事業者集中の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、新事実が出現し、事実確認をせずに審査業務を行うことはできない場合

（３）事業者の集中に対して付加された制限的条件について更なる評価を行う必要があり、事業者から中止の請求があった場合

なお、審査期間の中断事由が消滅した日から起算して、審査期間の計算は再開され、国務院独占禁止法執行機構は

書面で事業者に通知しなければならないとされている。

特に（１）については、これまでも中国の実務上行われたことを明文化したにすぎないと思われるが、当該制度の運用次第では事業者集中に要する期間が予測しにくい事態が生じる可能性があるため注意が必要となると思われる。

5 申告基準未達の場合の事業者集中（改正独禁法26条）

事業者の集中が国务院規定の申告基準に達していないが、当該事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがあることを証明する証拠がある場合、国务院独占禁止法執行機構は、事業者に申告を求めることができるという制度が新設された。

なお事業者集中申告を行わない場合、国务院独占禁止法執行機構は、法に基づき調査を実施しなければならないという条文も新設されている。

6 支配権の判断について（意見募集稿）

従来の事業者集中審査暫定規定第4条によると、事業者が取引を通じてその他の事業者の支配権を取得するか否か、又はその他の事業者に対して決定的な影響を与えることができるか否かにあたっては、当該規定に列挙される諸要素（取引の目的及び将来の計画、取引前後の他の事業者の持分構成及びその変化等）を考慮しなければならないとされていた。しかし従来の規定ではどのようにそれら要素を考慮すべきか、特に間接的なものも含まれるかといった点が不明確であった。

今回の事業者集中審査規定（意見募集稿）によれば、その際には、事業者が直接又は間接にその他の事業者の議決権や類似の権益を有するかどうかという情況及びその他の事業者の高級管理職の任免、財務予算、経営計画等の経営の決定及び管理に影響があるかを考慮すべきとされ、どの

ように考慮するかがより明確となった。

7 集中に参加する事業者の明確化（意見募集稿）

事業者集中審査規定（意見募集稿）第9条によれば、以下の場合が集中に参加する事業者に当たると明確化された。

（１）事業者合併の合併各当事者は集中に参加する事業者である。

（２）事業者が他の事業者の単独支配を取得し、あるいはその他の事業者に対する共同支配から単独支配に変更される場合、単独支配を取得する事業者及びその他事業者は集中に参加する事業者である。

（３）事業者が他の事業者の共同支配を取得し、取引後にその他の事業者を共同支配するすべての事業者及びその他事業者は、集中に参加する事業者である。ただし他の事業者がもともと1つの事業者によって単独支配されており、取引後、この事業者がその他事業者の単独支配から共同支配に変更される場合、取引後その他事業者を共同支配するすべての事業者は集中に参加する事業者であり、その他事業者は集中に参加する事業者ではない。

（４）事業者が新たに合併企業を新設する場合、新設合併企業を共同支配する事業者は集中に参加する事業者であり、新設合併企業は集中に参加する事業者ではない。

（５）事業者がその他事業者に対して決定的な影響を与えることができる場合には、当該事業者及びその他事業者は集中に参加する事業者である。

8 小括

事業者集中に関する独禁法改正の概要は以上のとおりである。今回のニュースレターでは独占合意等に関する独禁法改正の概要についてご紹介する予定である。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ⁱ 「国务院の事業者集中申告基準規定」、「独占協議禁止規定」、「市場支配的地位の濫用行為禁止規定」、「知的財産権の濫用による排除、競争制限行為の禁止規定」、「行政権力の濫用による排除、競争制限行為の制止規定」及び「事業者集中審査規定」の6つの意見募集稿をいう。

中華人民共和国独占禁止法（2022年改正）

中華人民共和国独占禁止法

（2007年8月30日第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議にて可決 2022年6月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議の「『中華人民共和国独占禁止法』の改定に関する決定」に基づき改正）

目次

第1章 総則

第2章 独占合意

第3章 市場における支配的地位の濫用

第4章 事業者の集中

第5章 行政権限の濫用による競争の排除、制限

第6章 独占の疑いのある行為に対する調査

第7章 法律責任

第8章 附則

第一章 総則

第1条 独占行為を防止し、制止し、市場における公平な競争を保護し、イノベーションを奨励し、経済運営効率を向上させ、消費者の利益及び社会公共の利益を維持・保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の経済活動における独占行為に対し、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為が、国内の市場競争に対して排除、制限の影響を与える場合は、本法を適用する。

第3条 本法に定める独占行為には次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (1) 事業者による独占合意の形成。
- (2) 事業者の市場における支配的地位の濫用。
- (3) 競争を排除、制限する効果を有し、又は有するおそれがある事業者の集中。

第4条 独占禁止に係る業務は、中国共産党による指導を堅持する。

国は市場化、法治化の原則を堅持し、競争政策の基礎的な地位を強化し、社会主義市場経済に適応する競争規則を制定及び実施し、マクロコントロールを十全なものにし、統一的、開放的、競争的かつ秩序ある市場体系を整備する。

第5条 国は健全、公平な競争審査制度を構築する。

行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、市場主体の経営活動に関わる規定を制定するとき、公平な競争審査を行わなければならない。

第6条 事業者は公平な競争と自由意志による協同により、法に基づいて集中を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を向上させることができる。

第7条 市場における支配的地位を有する事業者は、市場における支配的地位を濫用して、競争を排除、制限してはならない。

第8条 国有経済が支配的地位を占め、国民経済の命脈及び国の安全に関わる業種、並びに法に基づき専業、専売を実施する業種について、国はその事業者の合法的な経営活動を保護するものとし、かつ事業者の経営行為並びにその商品及び役務の価格に対して法に基づく監督管理及び調整を行い、消費者の利益を維持保護し、技術の進歩を促進させる。

前項に定める業種の事業者は、法に基づいて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならない。その支配的地位又は専業者、専売者としての地位を利用して消費者の利益に損害を与えてはならない。

第9条 事業者はデータとアルゴリズム、技術、資本上の優位性及びプラットフォーム規則等を利用して本法が禁止する独占行為に従事してはならない。

第10条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、競争を排除、制限してはならない。

第11条 国は独占禁止規則制度を構築、整備し、独占禁止に対する監督管理の力量を強化し、監督管理能力と監督管理体系の近代化レベルを向上させ、独占禁止法執行の司法を強化し、法により公正に、効率よく独占禁止案件を審理し、行政法執行と司法とのリンケージシステムを構築し、公平な競争秩序を維持、保護する。

第12条 国務院は、独占禁止委員会を設置し、独占禁止に係る業務の組織、調整、指導を行わせ、次の各号に掲げる職責を履行させる。

- (1) 関連競争政策の検討、立案。
- (2) 市場全体の競争状況の調査及び評価の実施、評価報告の公表。
- (3) 独占禁止ガイドラインの制定、公表。
- (4) 独占禁止行政に係る法執行業務の調整。
- (5) 国務院が定めるその他の職責。

国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が定める。

第13条 国務院独占禁止法執行機構は、独占禁止に係る法執行業務を統一的に担う。

国務院独占禁止法執行機構は、業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市の人民政府の相応の機構に権限を付与して、本法の規定に基づき独占禁止に係る法執行業務を担わせることができる。

第14条 業種協会は、業界の自律を強化し、当該業種の事業者の法に基づく競争を導き、コンプライアンス経営を実施し、市場競争秩序を維持・保護しなければならない。

第15条 本法という事業者とは、商品の生産、経営又は役務の提供に従事する自然人、法人及び非法人組織を指す。

本法という関連市場とは、事業者が一定期間内に特定の商

品又は役務（以下、まとめて「商品」という）について競争を行う商品の範囲又は地域的範囲を指す。

第二章 独占合意

第16条 本法にいう独占合意とは、競争を排除、制限する合意、決定又はその他の協力行為を指す。

第17条 競争関係を有する事業者が次の各号に掲げる独占合意を形成することを禁止する。

- (1) 商品の価格を固定し、又は変更すること。
- (2) 商品の生産数量又は販売数量を制限すること。
- (3) 販売市場又は原材料調達市場を分割すること。
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること。
- (5) 共同して取引を排斥すること。
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意。

第18条 事業者が取引相手と次の各号に掲げる独占合意を形成することを禁止する。

- (1) 第三者に対する商品再販売価格を固定すること。
- (2) 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること。
- (3) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意。

前項第1号又は第2号に規定する合意について、事業者が競争を排除、制限する効果を有しないことを証明できる場合は、禁止しない。

事業者がその関連市場における市場占有率について、国務院独占禁止法執行機構が規定する基準を下回っており、かつ国務院独占禁止法執行機構が規定するその他の条件に合致していることを証明できる場合は、禁止しない。

第19条 事業者は、その他の事業者を組織して独占合意を形成させ、又はその他事業者が独占合意を形成するために実質的に幫助してはならない。

第20条 事業者が、合意の形成は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明できる場合は、本法第17条、第18条第1項、第19条の規定を適用しない。

- (1) 技術改良、新製品の研究開発のためである場合。
- (2) 製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進のため、製品規格及び基準を統一し、又は專業化による分業を実施する場合。

- (3) 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合。
- (4) エネルギーの節約、環境の保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合。
- (5) 経済の不景気につき、販売量の著しい下降又は生産の明らかな過剰を緩和するためである場合。
- (6) 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合。
- (7) 法律及び国務院の定めるその他の場合。

前項第1号から第5号の事由に該当し、本法第17条、第18条第1項、第19条の規定を適用しない場合、事業者は、更に合意の形成が関連市場の競争を著しく制限することがないこと、かつ消費者にもこれにより生じる利益を享受させることが可能であることを証明しなければならない。

第21条 業種協会は、当該業種の事業者を、本章で禁じている独占行為に従事させてはならない。

第三章 市場における支配的地位の濫用

第22条 市場における支配的地位を有する事業者が次の各号に掲げる市場における支配的地位の濫用行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること。
- (2) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。
- (3) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること。
- (4) 正当な理由なく、取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定し、又はその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定すること。
- (5) 正当な理由なく、商品を抱き合わせ販売し、又は取引時にその他の不合理な取引条件を付加すること。
- (6) 正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること。
- (7) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他市場における支配的地位を濫用する行為。

市場における支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、前項に規定する市場における支配的地位の濫用行為に従事してはならない。

本法にいう市場における支配的地位とは、事業者が関連市場

内において、商品の価格、数量もしくはその他の取引条件をコントロールすることができ、又はその他の事業者の関連市場への参入を阻害し、もしくはこれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位を指す。

第23条 事業者が市場における支配的地位を有することの認定にあたっては、次の各号に掲げる要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況。
- (2) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力。
- (3) 当該事業者の財力及び技術条件。
- (4) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存度。
- (5) 他の事業者の関連市場への参入の難易度。
- (6) 当該事業者の市場における支配的地位の認定に関連するその他の要素。

第24条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場における支配的地位を有するものと推定することができる。

- (1) 1つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1に達している場合。
- (2) 2つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で3分の2に達している場合。
- (3) 3つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で4分の3に達している場合。

前項第2号及び第3号に定める状況に該当し、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

市場における支配的地位を有すると推定された事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、当該事業者が市場における支配的地位を有すると認定してはならない。

第四章 事業者の集中

第25条 事業者の集中とは、次の各号に掲げる状況を指す。

- (1) 事業者が合併すること。
- (2) 事業者が持分又は資産を取得する方法により他の事業者に対する支配権を取得すること。

(3) 事業者が契約等の方式により他の事業者に対する支配権を取得すること、又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること。

第26条 事業者の集中が国務院規定の申告基準に達する場合、事業者は事前に国務院独占禁止法執行機構に申告しなければならない。申告していない場合は、集中を実施してはならない。

事業者の集中が国務院規定の申告基準に達していないが、当該事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがあることを証明する証拠がある場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者に申告を求めることができる。

事業者が前2項の規定に従って申告を行わない場合、国務院独占禁止法執行機構は、法に基づき調査を実施しなければならない。

第27条 事業者の集中において次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、国務院独占禁止法執行機構に申告しないことができる。

- (1) 集中に参加する1つの事業者が他の各事業者の50%以上の議決権を有する株式又は資産を保有している場合。
- (2) 集中に参加する各事業者の50%以上の議決権を有する株式又は資産が同じ1つの集中に参加していない事業者に保有されている場合。

第28条 事業者が国務院独占禁止法執行機構に集中を申告する場合、次の文書、資料を提出しなければならない。

- (1) 申告書
- (2) 集中が関連市場の競争状況に及ぼす影響の説明。
- (3) 集中の合意
- (4) 集中に参加する事業者の会計士事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告書。
- (5) 国務院独占禁止法執行機構が定めるその他の文書、資料。

申告書には、集中に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定日及び国務院独占禁止法執行機構が定めるその他の事項を明記しなければならない。

第29条 事業者が提出した文書、資料に不備があった場合、国務院独占禁止法執行機構の定める期間内に文書、資料を補充提出しなければならない。事業者が期限を過ぎても文書、資料を補充提出しなかった場合は、申告しなかったものとみなす。

第30条 国務院独占禁止法執行機構は、事業者が提出した本法第28条の規定に合致する文書、資料の受領日から起算して30日以内に、申告した事業者の集中に対して初期審査を行い、さらなる審査を実施するか否かについての決定を下し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機構が決定を下すまで、事業者は集中を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機構がさらなる審査を実施しない旨の決定を下し、又は期限を徒過しても決定を下さなかった場合には、事業者は集中を実施することができる。

第31条 国務院独占禁止法執行機構は、さらなる審査を実施すると決定した場合、決定日から起算して90日以内に審査を終了し、事業者の集中を禁止するか否かについての決定を下し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。事業者の集中を禁止する旨の決定を下したときは、理由を説明しなければならない。審査期間中は、事業者は集中を実施してはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者に書面で通知することで、前項に定める審査期間を延長することができる。但し、最長でも60日を超えてはならない。

- (1) 事業者が審査期日の延長に同意する場合。
- (2) 事業者の提出した文書、資料が正確ではなく、さらなる確認が必要である場合。
- (3) 事業者の申告後、関連状況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法執行機構が期限を徒過しても決定を下さなかった場合には、事業者は集中を実施することができる。

第32条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者集中の審査期間の計算中断を決定して、事業者に書面で通知することができる。

- (1) 事業者が規定に従って文書、資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができない場合。
- (2) 事業者集中の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、新事実が出現し、事実確認をせずに審査業務を行うことはできない場合。
- (3) 事業者の集中に対して付加された制限的条件について更なる評価を行う必要があり、事業者から中止の請求があった場合。

審査期間の中断事由が消滅した日から起算して、審査期間の計算は再開され、国務院独占禁止法執行機構は書面で事業者に通知しなければならない。

第33条 事業者の集中の審査にあたっては、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率、及びその市場に対する支配力。
- (2) 関連市場の市場集中度。
- (3) 事業者の集中が市場参入、技術進歩に対して与える影響。
- (4) 事業者の集中が消費者及びその他の関連事業者に対して与える影響。
- (5) 事業者の集中が国民経済発展に対して与える影響。
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の要素。

第34条 事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがある場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止する旨の決定を下さなければならない。但し、当該集中が競争に対して与える有利な影響が不利な影響より明らかに大きいこと、又は社会公共の利益に合致することを事業者が証明できる場合には、国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止しない旨の決定を下すことができる。

第35条 禁止しない事業者の集中に対し、国務院独占禁止法執行機構は、集中が競争に与える不利な影響を減少させるための制限的条件の付加を決定することができる。

第36条 国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止する旨の決定又は事業者の集中に制限的条件を付加する旨の決定を、社会に向けて遅滞なく公表しなければならない。

第37条 国務院独占禁止法執行機構は、事業者集中の種類別、等級別の審査制度を整備し、法に従って国家の経済と人民の生活等に関わる重要な分野における事業者の集中の審査を強化し、審査の質及び審査の効率を向上させなければならない。

第38条 外資による国内企業の買収、又はその他の方法による事業者の集中への参加が、国の安全に関わる場合、本法の規定に従い事業者の集中に対する審査を行う以外に、国の関連規定に従い国家安全審査も行わなければならない。

第五章 行政権限の濫用による競争の排除、制限

第39条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、

単位又は個人に対し、その指定する事業者の提供する商品を取り扱い、購入し、使用するよう限定し、又は形を変えて限定してはならない。

第40条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、事業者と提携合意、覚書等を締結する等の方式により、その他事業者による関連市場への参入を妨害し、又はその他事業者に対して不平等な待遇を実施し、競争を排除、制限してはならない。

第41条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、次の各号に掲げる行為を実施し、地域間における商品の自由な流通を妨害してはならない。

- (1) 他の地域の商品に対して差別的な費用徴収項目を設定し、差別的な費用徴収基準を実施し、又は差別的な価格を定めること。
- (2) 他の地域の商品に対して当該地域の同種商品とは異なる技術上の要求、検査基準を定め、又は他の地域の商品に対して重複検査、重複認証等の差別的な技術上の措置を講じ、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限すること。
- (3) 他の地域の商品のみを対象とする行政許可を採用して、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限すること。
- (4) 検問所の設置又はその他の手段を講じ、他の地域の商品の参入又は当該地域の商品の搬出を阻害すること。
- (5) 地域間における商品の自由な流通を妨害するその他の行為。

第42条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、差別的な资格要求、評価審査基準を設定し、又は法に基づく情報公開を行わない等の方式により、事業者による入札募集・応札及びその他経済活動への参加を排斥又は制限してはならない。

第43条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、当該地域の事業者と不平等な取扱いをする等の方式を講じることで、他の地域の事業者による当該地域での投資又は分支機構の設立を排斥、制限、強制し、又は形を変えて強制してはならない。

第44条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、事業者が本法に定める独占行為に従事することを強制し、又は形を変えて強制してはならない。

第45条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第六章 独占の疑いのある行為に対する調査

第46条 独占禁止法執行機構は、法に基づき独占行為の疑いのある行為に対して調査を行う。

独占の疑いのある行為について、いかなる単位及び個人も独占禁止法執行機構に対して通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面形式により行われ、かつ関連事実及び証拠を提供するものである場合、独占禁止法執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第47条 独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査する場合、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 調査対象の事業者の営業施設又はその他の関連施設に立入り、検査を行うこと。
- (2) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人に質問し、関連状況の説明を求めること。
- (3) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人の関連書類、契約書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料を閲覧し、複製すること。
- (4) 関連証拠を封印し、押収すること。
- (5) 事業者の銀行口座の照会を行うこと。

前項に定める措置を講じる場合には、独占禁止法執行機構の主たる責任者に書面で報告し、かつ承認を得なければならない。

第48条 独占禁止法執行機構が独占の疑いのある行為を調査する場合、法執行担当官は2名以上でなければならない、かつ法執行証明書を提示しなければならない。

法執行担当官が質問及び調査を行う場合は、記録を作成し、かつ質問対象者又は調査対象者の署名を得なければならない。

第49条 独占禁止法執行機構及びその職員は、法執行の過程に

おいて知り得た営業機密、個人のプライバシー及び個人情報について、法に基づき秘密保持義務を負う。

第50条 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人は、独占禁止法執行機構が法に基づき職責を履行することに協力しなければならない、独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、妨害してはならない。

第51条 調査対象の事業者、利害関係人は意見を述べる権利を有する。独占禁止法執行機構は、調査対象の事業者、利害関係人の提出した事実、理由及び証拠につき確認を行わなければならない。

第52条 独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査し確認を行った後、独占行為を構成すると認定した場合、法に基づき処分の決定を下さなければならない、かつ社会に向けて公表することができる。

第53条 独占禁止法執行機構が調査した独占の疑いのある行為について、調査対象の事業者が、独占禁止法執行機構が認可した期限までに具体的措置を講じ、かかる行為の結果を除去することを承諾した場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。調査中止の決定には、調査対象の事業者が承諾した具体的内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機構が調査中止を決定した場合、事業者による承諾の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機構は調査の終了を決定することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を履行しない場合。
- (2) 調査中止決定を下すにあたり根拠とした事実に変化が生じた場合。
- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不完全な情報又は真実でない情報に基づき下されたものである場合。

第54条 独占禁止法執行機構が法に基づき行政権限を濫用した競争の排除、制限が疑われる行為について調査を実施するとき、関連する単位又は個人は協力しなければならない。

第55条 事業者、行政機関及び法律、法規により権限を付与さ

れた公共の事務を管理する職能を有する組織について、本法規
定への違反が疑われる場合、独占禁止法執行機構はその法定代
表者又は責任者に対して行政指導（面談）を行い、改善措置を
提出するよう要求することができる。

第七章 法律責任

第56条 事業者が本法の規定に違反し、独占合意を形成し、か
つ実施した場合、独占禁止法執行機構は違法行為の停止を命じ、
違法所得を没収し、併せて前年度売上高の1パーセント以上10
パーセント以下の制裁金を課す。前年度の売上高がない場合は、
500万元以下の制裁金を課す。形成した独占合意を実施してい
ない場合は、300万元以下の制裁金を課すことができる。事業
者の法定代表者、主たる責任者及び直接の責任者が独占合意の
形成に個人的な責任を負っている場合は、100万元以下の制裁
金を課すことができる。

事業者がその他事業者を組織して独占合意を形成させ、又は
その他事業者が独占合意を形成するために実質的に幫助した場
合は、前項の規定を適用する。

事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占合意の形成に
関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提供した場合、独占禁
止法執行機構は、情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽
減し、又は免除することができる。

業種協会が本法の規定に違反し、当該業種の事業者に独占合
意を形成させた場合、独占禁止法執行機構は是正を命じ、300
万元以下の制裁金を課すことができる。情状が重大な場合、社
会団体登記管理機関は法に基づき登記を抹消することができる。

第57条 事業者が本法の規定に違反し、市場における支配的地
位を濫用した場合、独占禁止法執行機構は違法行為の停止を命
じ、違法所得を没収し、併せて前年度売上高の1パーセント以
上10パーセント以下の制裁金を課す。

第58条 事業者が本法の規定に違反し、集中を実施した場合で、
かつ競争を排除、制限する効果を有し、又は有するおそれがあ
る場合、国务院独占禁止法執行機構は集中実施の停止、期限を
定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業の譲渡及びその
他の必要な措置を講じて集中の実施前の状態に戻すよう命じ、
前年度売上高の10パーセント以下の制裁金を課す。競争を排除、
制限する効果がない場合は、500万元以下の制裁金を課す。

第59条 本法第56条、第57条、第58条に定める制裁金について、
独占禁止法執行機構が具体的な制裁金の金額を確定するときは、
違法行為の性質、程度及び継続した時間や違法行為の結果の除
去状況等の要素を考慮しなければならない。

第60条 事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合
は、法に基づき民事責任を負う。

事業者が独占行為を実施し、社会公共の利益を損なわせた場
合、設区市級以上の人民検察院は、法に基づき人民法院に対し
て民事公益訴訟を提起することができる。

第61条 行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共
の事務を管理する職能を有する組織が、行政権限を濫用して競
争を排除、制限する行為を実施した場合、上級機関は是正を命
じる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、
法に基づき処分を与える。独占禁止法執行機構は、関連の上級
機関に対し、法に基づき処分すべき旨の建議を提出することが
できる。行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共
の事務を管理する職能を有する組織は、関連する是正状況を上
級機関及び独占禁止法執行機構に対して書面で報告しなければ
ならない。

法律、行政法規において、行政機関及び法律、法規により
権限を付与された公共の事務を管理する機能を有する組織の行
政権限濫用による競争排除又は制限行為に対する処分につき別
段の規定がある場合は、その規定による。

第62条 独占禁止法執行機構が法に基づき実施する審査及び調
査に対し、関連資料、情報の提供を拒絶した場合、虚偽の資料、
情報を提供した場合、証拠を隠匿、処分、移転した場合、又は
その他調査を拒絶、妨害する行為を行った場合、独占禁止法執
行機構は是正を命じ、単位に対しては前年度の売上高の1パー
セント以下の制裁金を課す。前年度の売上高がない場合、又は
売上高の計算が難しい場合は、500万元以下の制裁金を課す。
個人に対しては50万元以下の制裁金を課す。

第63条 本法の規定に違反し、情状が重大な場合、影響が特に
悪質である場合、又は特別重大な結果を引き起こした場合、国
務院独占禁止法執行機構は、本法第56条、第57条、第58条、第
62条に規定する制裁金の金額の2倍以上5倍以下で具体的な制裁
金の金額を確定することができる。

第64条 事業者が本法の規定に違反して行政処罰を受けた場合は、国家の関連規定に従って信用記録に記入したうえで、社会に向けて公表する。

第65条 独占禁止法執行機構が本法第34条、第35条に基づき下した決定に不服がある場合は、まず法に基づき行政不服審査を申し立てることができる。行政不服審査の決定に不服がある場合は、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機構が下した前項の規定以外の決定に不服がある場合は、法に基づき行政不服申立を行い、又は行政訴訟を提起することができる。

第66条 独占禁止法執行機構の職員が職権を濫用して、職務を怠慢し、私情のために不正行為を働き、又は法執行過程で知り得た営業機密、個人のプライバシーや個人情報を漏洩した場合は、法に基づき処分を与える。

第67条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第八章 附則

第68条 事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従い知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用して、競争を排除、制限する行為には、本法を適用する。

第69条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経営活動において行った協同又は協力行為には、本法を適用しない。

第70条 本法は2008年8月1日から施行する。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

一 公布済の新規法令

- 1 「国家市場監督管理総局による一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告」
- 2 「保険資産管理公司管理規定」
- 3 「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」

一、公布済の新規法令

1 「国家市場監督管理総局による一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告」

国家市場監督管理総局（以下は「総局」という。）は、2022年7月15日に、一部の事業者集中案件に対する独禁審査の委託試行に関する公告を発表し、北京、上海、広東、重慶、陝西の5つの省レベルの市場監督管理部門（以下は「試行部門」という。）に一部の事業者集中案件に対する独禁審査の事項を実施させることを試験的に委託し、2022年8月1日から2025年7月31日までの3年間を試行期間としている。同公告においては、委託事項（試行部門に委託される審査の要件）、委託審査の流れ、異議受付等の内容が定められている。

まず委託事項については、試行期間中、総局が業務の必要性に応じて、以下の基準のいずれかに該当する、事業者集中簡易手続を適用する案件（以下は「簡易案件」という。）の一部を試行部門に委託し、審査を担当させることになっている。

- (1) 少なくとも1名の申告者の住所地が、当該試行部門が委託を受けて担当する関連区域（以下「関連区域」といい、各試行部門の関連区域の詳細は、同公告の定めを参照）にある場合。
- (2) 事業者が持分・資産買収又は契約等その他の方法で他の事業者に対する支配権を取得し、当該他の事業者の住所地在関連区域にある場合。
- (3) 事業者が合併企業を新設し、当該合併企業の住所地在関連区域にある場合。
- (4) 事業者集中の関連地域市場が区域性地域であり、且つ関連地域市場の全て又は主要部分が関連区域に所在する場合。
- (5) 総局が委託した他の案件。

次に、委託審査の流れについては以下の通りである。

- (1) 委託事項の要件に合致する案件であっても、申告者は総局に申告する。ただし、申告前に事前相談の必要がある場合、申告者は総局か、試行部門に事前相談を申請することが認められる。
- (2) 試行部門に審査を委託する案件については、総局は、申告資料を試行部門に転送し審査を処理させたうえで、

速やかに申告者に対し試行部門へ委託した旨を告知し、試行部門は速やかに申告者に連絡しなければならない。試行部門は案件資料に対する審査を担当し、立案情報を速やかに公開しなければならない。

- (3) 試行部門は審査したうえで、総局に対して審査報告書を送付し、審査意見を提出する。
- (4) 総局は、試行部門による審査報告書及び審査意見に基づいて審査決定をしたうえで、定時的にホームページにて条件なしで承認した事業者集中案件を公開する。
- (5) 試行部門は審査決定書等の審査文書を申告者に送付することを担当する。

なお同公告によれば、総局は事業者集中の簡易案件に対する公開期間における第三者による異議提唱を統一的に受け付けるとされている。

URL：https://gkmlsamr.gov.cn/nsjg/fldes/202207/t20220715_348645.html

（国家市場監督管理総局2022年7月15日公布、同年8月1日施行）

2 「保険資産管理公司管理規定」

中国銀行保険監督管理委員会は2022年7月28日に、「保険資産管理公司管理暫行規定（保監令（2004）2号）」に基づいて、「保険資産管理公司管理規定」を作成・公布し、9月1日より施行を予定している。新たな規定では、主に以下の特徴を挙げることができる。

- ① 「コーポレートガバナンス」の1章を新たに追加し、保険資産管理公司の独立性を向上させ、制度上からコーポレートガバナンスに対する監督・管理を全面的に強化する。
- ② 「リスク管理」を個別の1章として格上げし、保険資産管理公司のリスク管理能力を強化させることに力を入れて、保険資金等長期資金の安全を適切に確保させる。
- ③ 資本構成の設計を最適化させ、保険資産管理公司の国内外の保険会社である株主を同一視し、外資の持株比率に対する制限を撤廃し、あらゆる種類の株主に対して統一的に適用する条件を明確にし、非金融会社である株主への管理を厳しくする。
- ④ 経営原則及び関連要求を最適化させ、保険資産管理公司の業務範囲を細分化させ、各種の資金を受託管理する基本原則を追記する。

- ⑤ 監督手段及び違反行為に対する取締りを強化、補足し、分類を通じた監督・管理、情報開示、重大事項報告等の内容を追加し、監督・検査の手段・方法及び監督管理措置を豊かにする。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-08/06/content_5704449.htm

(中国銀行保険監督管理委員会2022年7月28日公布、同年9月1日施行)

3 「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」

2022年8月1日、工業及び情報化部、国家発展改革委員会、生態環境部の3部門は、「工業分野におけるカーボンピークアウト実施方案」を発表した。本方案は、「第15次五ヵ年計画」の期間中、産業構造が更に最適化され、工業エネルギー消費と二酸化炭素の排出を継続的に低下させ、高効率、グリーン、リサイクル、低炭素を重要

な特徴とする現代的工業体系を構築し、2030年前までに工業分野における二酸化炭素の排出量がピークアウトに達するように努力するとの目標を提起する。

また本方案では、上記の目標を実現することをめぐり、①産業構造を更に調整すること、②省エネ、低炭素措置を更に推進すること、③グリーン製造を積極的に推進すること、④循環型経済を強力に発展させること、⑤工業のグリーン低炭素技術の変革を加速すること、⑥工業分野におけるデジタル化への転換を積極的に推進することという6つの重点的任務を提起する。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-08/01/content_5703910.htm

(工業及び情報化部、国家発展改革委員会、生態環境部2022年8月1日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

最近、上海事務所の同僚がEV車を購入した。上海では増加する車両の数量を抑制するため、ナンバープレートの発行数量を限定しており、一定の条件を満たした個人が競売でナンバープレートを取得する必要があるとされていたが、上海市政府はEV車の普及を促進するため、EV車であればナンバープレートが無償で配布するという方針を打ち出している。

2022年7月の情報によると、当局により新たに市場に投入されたガソリン車のナンバープレートの数量は15,400枚であり、個人が譲渡を希望する未利用のガソリン車のナンバープレートの数量は1,794枚であった。すなわち競売対象となるガソリン車のナンバープレートは合計17,194枚であった。他方で競売に入札した人数は171,009人であったため、落札率はわずか10.1%であり、最低落札価格は91,700人民元となっている。すなわち、現在の為替レート（1元＝約20円）で考えると、ガソリン車の場合には、ナンバープレートを取得するためだけに約1,834,000円が最低必要であったということである。

他方EV車の場合には、このナンバープレートのための代金が不要になるということであるから、EV車の普及が急速に進んでいる。

なおガソリン車の場合であっても、誰でも自由に競売に参加できるわけではなく、以下の要件が必要とされている。

- ① 上海戸籍を有するか、または競売に参加するまで（参加当月を含まない）に、上海市で3年連続社会保険料もしくは個人所得税を納付している。
- ② ナンバープレートを保有していない。
- ③ ナンバープレート登録済みの乗用車を持っていない。
- ④ 運転免許を持っている。

- ⑤ 競売に参加する前の1年間、道路交通安全違反の記録がない。

またナンバープレート取得のハードルが高いことから、これまではナンバープレートを競売で取得した後、譲渡して儲けようとする者が多数存在しており、本当に必要な人の落札が困難であった。そこで、上海市当局は、ナンバープレートの譲渡に対して以下のような制限を実施することとしている。

まず競売にてナンバープレートを取得した後、1年以内にガソリン車を購入し、ナンバープレートを取り付け、当局に対してナンバープレート登録を行う必要がある。1年以内にナンバープレート登録を行わない場合、取得者は当該ナンバープレートを利用できなくなり、取得から2年以内に競売を通じてナンバープレートを第三者に譲渡しなければならず、第三者に譲渡後3年間は競売に参加できなくなる。

次にナンバープレート登録した場合には、登録した日から3年間は第三者に車両を譲渡できず、3年以降も登録した車両と共に譲渡する必要がある。

なお自己のナンバープレートは、配偶者、両親、子女に対しては、競売を通さず、かつ3年という期間制限もなく譲渡可能であるが、上述のナンバープレート登録を行い、車両と共に譲渡する必要があるとされている。

このように上海ではガソリン車のナンバープレートの発行数量を限定し、加熱する競売も抑制することで、環境にやさしいEV車の普及を促進している。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。